破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３１３号
山梨県甲府市天神町14番７号　フレグランス正永202
債務者　中澤　好男
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５４号
山梨県甲府市青葉町33番11号　コーポラス近藤308
債務者　伊藤　淳子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５８号
山梨県甲府市上今井町2128―３　メゾン・サンライズＡ　201号室、住民票上の住所山梨県甲斐市龍地5345番地９
債務者　白倉ひとみ
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３５号
神戸市中央区古湊通２丁目２番10号　ＧＳハイム高速神戸302
債務者　坂元　幸治
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９１号
神戸市北区筑紫が丘１丁目５番地の31
債務者　梶　　哲明
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２４号
神戸市北区北五葉１丁目３番５―303号、住民票上の住所兵庫県西宮市神明町４番３―103号
債務者　長谷川正幸
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４０号
神戸市長田区腕塚町３丁目３番16―306号
債務者　山田　克士
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５号
長崎県長崎市田中町279番地26　富永アパート203
債務者　川下　　等
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
北海道小樽市新光３丁目14番21号　ハイツホシバ２号室、前住所北海道小樽市新光１丁目23番127号
債務者　黒田　昭子（旧姓土門）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１５６号
北海道苫小牧市末広町１丁目15番18―102号
債務者　小笠原　暁
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１５７号
北海道苫小牧市末広町１丁目15番18―102号
債務者　小笠原敦子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２６号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里４丁目１番32号、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第９地割４番地　大槌町吉里吉里第３仮設団地４－５
債務者　平野　博美
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
岩手県遠野市下組町９番34号
債務者　菊池　幸広
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第６９２号
仙台市青葉区二日町10番20―807号
債務者　原　　肇
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６９３号
仙台市青葉区二日町10番20―807号
債務者　原　　弘美
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
秋田県大館市小館町11番25号、借入時の住所秋田県大館市小館町11番24号
債務者　庄司　吉和
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで　秋田地方裁判所大館支部